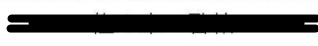


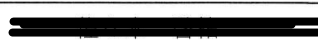
貸切バス（初任者）特別指導記録簿

様式例

営業所名	札幌営業所	運行管理者					
実施年月日・時間（必須）	7月19日 9時42分～17時08分		5:53				
実施場所（必須）	札幌営業所事務所	指導講師（必須）					
【初任運転者指導項目】選任する前に全項目実施する。 ☐ 座学（①から⑥合計10時間以上） ☐ 実技指導（20時間以上） ☐ ① 事業用自動車の安全な運転に関する基本的事項（運行指示書の遵守を含む） ☐ ② 事業用自動車の構造上の特性と日常点検の方法 ☐ ③ 運行の安全及び旅客の安全を確保するために留意すべき事項（シートベルトの着用徹底等） ☐ ④ 危険の予測及び回避（当該運転者が運転する同一車種区分の車両を用いて制動装置の操作方法の指導） ☐ ⑤ ASV車両の適切な運転方法 ☐ ⑥ ⑦で実施したドライブレコーダーの記録を利用した運転特性の把握と是正 ☐ ⑦ 安全運転の実技（当該運転者が運転する同一車種区分の車両を運転させ、添乗により指導）※ 28.12.1より施行							
【準初任運転者指導項目】 ☐ 上記①から⑦のうち、④（制動装置の急操作方法に限る）、⑥及び⑦について実施 ※ 準初任運転者は運転経験車両より大型車に乗務する前に実施する							
【実施した具体的な指導内容】 ・一般 道の走行実技訓練 車庫～R46～R274～道の駅ゆうばり～R274～清水ドライブイン～R274～道の駅日高～R274～道の駅マオイ～R274～R46～車庫							
							
※ 1 使用したテキスト、資料、ドライブレコーダーの記録等を添付すること。ドライブレコーダーの記録は3年間保存 2 具体的な内容を乗務員台帳に記載するか、又は、乗務員台帳に実施年月日を記載したうえで、この書面を台帳に添付 3 指導実施後、ドライブレコーダーの記録又は添乗等の方法により習得度の程度を確認し、必要に応じて指導を行う							
受講者名（必須）	印	受講者氏名	印	受講者氏名	印	受講者氏名	印
							

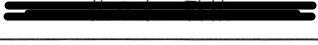
貸切バス（初任者）特別指導記録簿

様式例

営業所名	札幌営業所	運行管理者					
実施年月日・時間（必須）	7月20日 9時44分～16時25分		4:40				
実施場所（必須）	札幌営業所事務所	指導講師（必須）					
【初任運転者指導項目】選任する前に全項目実施する。 ☐ 座学（①から⑥合計10時間以上） ☐ 実技指導（20時間以上） ☐ ① 事業用自動車の安全な運転に関する基本的事項（運行指示書の遵守を含む） ☐ ② 事業用自動車の構造上の特性と日常点検の方法 ☐ ③ 運行の安全及び旅客の安全を確保するために留意すべき事項（シートベルトの着用徹底等） ☐ ④ 危険の予測及び回避（当該運転者が運転する同一車種区分の車両を用いて制動装置の操作方法の指導） ☐ ⑤ ASV車両の適切な運転方法 ☐ ⑥ ⑦で実施したドライブレコーダーの記録を利用した運転特性の把握と是正 ☐ ⑦ 安全運転の実技（当該運転者が運転する同一車種区分の車両を運転させ、添乗により指導）※ 28.12.1より施行							
【準初任運転者指導項目】 ☐ 上記①から⑦のうち、④（制動装置の急操作方法に限る）、⑥及び⑦について実施 ※ 準初任運転者は運転経験車両より大型車に乗務する前に実施する							
【実施した具体的な指導内容】 ・一般 道の走行実技訓練 車庫～R46～R36～道の駅ウトナイ湖～R36～R235～日高道（沼ノ端東～日高厚賀）～R208～R235～道の駅新冠～R235～R36～道の駅ウトナイ湖～R36～R781～R276～R16～明水郷パーキング～R16～R46～車庫							
							
※ 1 使用したテキスト、資料、ドライブレコーダーの記録等を添付すること。ドライブレコーダーの記録は3年間保存 2 具体的な内容を乗務員台帳に記載するか、又は、乗務員台帳に実施年月日を記載したうえで、この書面を台帳に添付 3 指導実施後、ドライブレコーダーの記録又は添乗等の方法により習得度の程度を確認し、必要に応じて指導を行う							
受講者名（必須）	印	受講者氏名	印	受講者氏名	印	受講者氏名	印
							

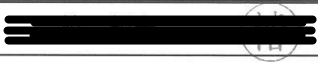
貸切バス（初任者）特別指導記録簿

様式例

営業所名	札幌営業所	運行管理者					
実施年月日・時間（必須）	7月22日 9時47分～16時39分		4:55				
実施場所（必須）	札幌営業所事務所	指導講師（必須）					
【初任運転者指導項目】選任する前に全項目実施する。 ☐ 座学（①から⑥合計10時間以上） ☐ 実技指導（20時間以上） ☐ ① 事業用自動車の安全な運転に関する基本的事項（運行指示書の遵守を含む） ☐ ② 事業用自動車の構造上の特性と日常点検の方法 ☐ ③ 運行の安全及び旅客の安全を確保するために留意すべき事項（シートベルトの着用徹底等） ☐ ④ 危険の予測及び回避（当該運転者が運転する同一車種区分の車両を用いて制動装置の操作方法の指導） ☐ ⑤ ASV車両の適切な運転方法 ☐ ⑥ ⑦で実施したドライブレコーダーの記録を利用した運転特性の把握と是正 ☐ ⑦ 安全運転の実技（当該運転者が運転する同一車種区分の車両を運転させ、添乗により指導）※ 28.12.1より施行							
【準初任運転者指導項目】 ☐ 上記①から⑦のうち、④（制動装置の急操作方法に限る）、⑥及び⑦について実施 ※ 準初任運転者は運転経験車両より大型車に乗務する前に実施する							
【実施した具体的な指導内容】 ・一般 道の走行実技訓練 車庫～R46～R274～東日本電装サービス～R128～R112～R337～R275～R278～R12～道の駅奈井江～R12～R30～R234～R274～道の駅マオイ～R274～R337～水明郷～R16～R36～R46～車庫							
							
※ 1 使用したテキスト、資料、ドライブレコーダーの記録等を添付すること。ドライブレコーダーの記録は3年間保存 2 具体的な内容を乗務員台帳に記載するか、又は、乗務員台帳に実施年月日を記載したうえで、この書面を台帳に添付 3 指導実施後、ドライブレコーダーの記録又は添乗等の方法により習得度の程度を確認し、必要に応じて指導を行う							
受講者名（必須）	印	受講者氏名	印	受講者氏名	印	受講者氏名	印
							

貸切バス（初任者）特別指導記録簿

様式例

営業所名	成田営業所	運行管理者					
実施年月日・時間（必須）	9月17日 6時10分～14時31分		7:04				
実施場所（必須）	成田営業所事務所	指導講師（必須）					
【初任運転者指導項目】選任する前に全項目実施する。 ☐ 座学（①から⑥合計10時間以上） ☒ 実技指導（20時間以上） ☐ ① 事業用自動車の安全な運転に関する基本的事項（運行指示書の遵守を含む） ☐ ② 事業用自動車の構造上の特性と日常点検の方法 ☐ ③ 運行の安全及び旅客の安全を確保するために留意すべき事項（シートベルトの着用徹底等） ☐ ④ 危険の予測及び回避（当該運転者が運転する同一車種区分の車両を用いて制動装置の操作方法の指導） ☐ ⑤ ASV車両の適切な運転方法 ☐ ⑥ ⑦で実施したドライブレコーダーの記録を利用した運転特性の把握と是正 ☒ ⑦ 安全運転の実技（当該運転者が運転する同一車種区分の車両を運転させ、添乗により指導）※ 28.12.1より施行							
【準初任運転者指導項目】 ☐ 上記①から⑦のうち、④（制動装置の急操作方法に限る）、⑥及び⑦について実施 ※ 準初任運転者は運転経験車両より大型車に乗務する前に実施する							
【実施した具体的な指導内容】 ・一般道の走行実技訓練 大洗方面 車庫～R296・R295・R408・利根水郷ライン・R51・県185・県186・県18・R51 ～ゆにろーず大洗～水戸大洗・東水戸道路～ひたちなかIC～R245・R51・R124 ・銚子大橋・県73・県28・県44・県62～R296～車庫  ※ 1 使用したテキスト、資料、ドライブレコーダーの記録等を添付すること。ドライブレコーダーの記録は3年間保存 2 具体的な内容を乗務員台帳に記載するか、又は、乗務員台帳に実施年月日を記載したうえで、この書面を台帳に添付 3 指導実施後、ドライブレコーダーの記録又は添乗等の方法により習得度の程度を確認し、必要に応じて指導を行う							
受講者名（必須）	印	受講者氏名	印	受講者氏名	印	受講者氏名	印
							

貸切バス（初任者）特別指導記録簿

様式例

営業所名	成田営業所	運行管理者					
実施年月日・時間（必須）	9月18日 7時59分～17時49分		5:34				
実施場所（必須）	成田営業所事務所	指導講師（必須）					
【初任運転者指導項目】選任する前に全項目実施する。 ☐ 座学（①から⑥合計10時間以上） ☒ 実技指導（20時間以上） ☐ ① 事業用自動車の安全な運転に関する基本的事項（運行指示書の遵守を含む） ☐ ② 事業用自動車の構造上の特性と日常点検の方法 ☐ ③ 運行の安全及び旅客の安全を確保するために留意すべき事項（シートベルトの着用徹底等） ☐ ④ 危険の予測及び回避（当該運転者が運転する同一車種区分の車両を用いて制動装置の操作方法の指導） ☐ ⑤ ASV車両の適切な運転方法 ☐ ⑥ ⑦で実施したドライブレコーダーの記録を利用した運転特性の把握と是正 ☒ ⑦ 安全運転の実技（当該運転者が運転する同一車種区分の車両を運転させ、添乗により指導）※28.12.1より施行							
【準初任運転者指導項目】 ☐ 上記①から⑦のうち、④（制動装置の急操作方法に限る）、⑥及び⑦について実施 ※ 準初任運転者は運転経験車両より大型車に乗務する前に実施する							
【実施した具体的な指導内容】 ・一般道・高速道の走行実技訓練 土浦・都内（高速）方面 車庫～R296・R408・R125～土浦駅～R125・R51・R296～車庫 車庫～（成田空港～池袋・同乗13：14～15：54）～首都高～東関道・佐倉IC～R296～車庫 							
※1 使用したテキスト、資料、ドライブレコーダーの記録等を添付すること。ドライブレコーダーの記録は3年間保存 2 具体的な内容を乗務員台帳に記載するか、又は、乗務員台帳に実施年月日を記載したうえで、この書面を台帳に添付 3 指導実施後、ドライブレコーダーの記録又は添乗等の方法により習得度の程度を確認し、必要に応じて指導を行う							
受講者名（必須）	印	受講者氏名	印	受講者氏名	印	受講者氏名	印
							

様式例

[REDACTED]

貸切バス（初任者）特別指導記録簿

様式例

営業所名	成田営業所	運行管理者					
実施年月日・時間（必須）	1月3日 9時10分～15時08分		5:02				
実施場所（必須）	成田営業所事務所	指導講師（必須）					
【初任運転者指導項目】選任する前に全項目実施する。 ☐ 座学（①から⑥合計10時間以上） ☒ 実技指導（20時間以上） ☐ ① 事業用自動車の安全な運転に関する基本的事項（運行指示書の遵守を含む） ☐ ② 事業用自動車の構造上の特性と日常点検の方法 ☐ ③ 運行の安全及び旅客の安全を確保するために留意すべき事項（シートベルトの着用徹底等） ☐ ④ 危険の予測及び回避（当該運転者が運転する同一車種区分の車両を用いて制動装置の操作方法の指導） ☐ ⑤ ASV車両の適切な運転方法 ☐ ⑥ ⑦で実施したドライブレコーダーの記録を利用した運転特性の把握と是正 ☒ ⑦ 安全運転の実技（当該運転者が運転する同一車種区分の車両を運転させ、添乗により指導）※ 28.12.1より施行							
【準初任運転者指導項目】 ☐ 上記①から⑦のうち、④（制動装置の急操作方法に限る）、⑥及び⑦について実施 ※ 準初任運転者は運転経験車両より大型車に乗務する前に実施する							
【実施した具体的な指導内容】 ・一般道の走行実技訓練 大洗方面 車庫～R296～県62・県44・県28・県73・銚子大橋・R124・R51～ゆにろーず鹿嶋～R51・R296～車庫  ※ 1 使用したテキスト、資料、ドライブレコーダーの記録等を添付すること。ドライブレコーダーの記録は3年間保存 2 具体的な内容を乗務員台帳に記載するか、又は、乗務員台帳に実施年月日を記載したうえで、この書面を台帳に添付 3 指導実施後、ドライブレコーダーの記録又は添乗等の方法により習得度の程度を確認し、必要に応じて指導を行う							
受講者名（必須）	印	受講者氏名	印	受講者氏名	印	受講者氏名	印
							

貸切バス（初任者）特別指導記録簿

様式例

営業所名	成田営業所	運行管理者					
実施年月日・時間（必須）	1月4日 8時01分～16時17分		6:51				
実施場所（必須）	成田営業所事務所	指導講師（必須）					
【初任運転者指導項目】選任する前に全項目実施する。 ☐ 座学（①から⑥合計10時間以上） ☒ 実技指導（20時間以上） ☐ ① 事業用自動車の安全な運転に関する基本的事項（運行指示書の遵守を含む） ☐ ② 事業用自動車の構造上の特性と日常点検の方法 ☐ ③ 運行の安全及び旅客の安全を確保するために留意すべき事項（シートベルトの着用徹底等） ☐ ④ 危険の予測及び回避（当該運転者が運転する同一車種区分の車両を用いて制動装置の操作方法の指導） ☐ ⑤ ASV車両の適切な運転方法 ☐ ⑥ ⑦で実施したドライブレコーダーの記録を利用した運転特性の把握と是正 ☒ ⑦ 安全運転の実技（当該運転者が運転する同一車種区分の車両を運転させ、添乗により指導）※ 28.12.1より施行							
【準初任運転者指導項目】 ☐ 上記①から⑦のうち、④（制動装置の急操作方法に限る）、⑥及び⑦について実施 ※ 準初任運転者は運転経験車両より大型車に乗務する前に実施する							
【実施した具体的な指導内容】 ・一般道の走行実技訓練 勝浦・大多喜方面 車庫～R296～県62・県30・R128～勝浦～R297・大多喜～県27・R128・R126・県62・R296～車庫   ※ 1 使用したテキスト、資料、ドライブレコーダーの記録等を添付すること。ドライブレコーダーの記録は3年間保存 2 具体的な内容を乗務員台帳に記載するか、又は、乗務員台帳に実施年月日を記載したうえで、この書面を台帳に添付 3 指導実施後、ドライブレコーダーの記録又は添乗等の方法により習得度の程度を確認し、必要に応じて指導を行う							
受講者名（必須）	印	受講者氏名	印	受講者氏名	印	受講者氏名	印
							

貸切バス（初任者）特別指導記録簿

様式例

営業所名	成田営業所	運行管理者					
実施年月日・時間（必須）	1月5日 8時17分～16時00分		6:35				
実施場所（必須）	成田営業所事務所	指導講師（必須）					
【初任運転者指導項目】選任する前に全項目実施する。 ☐ 座学（①から⑥合計10時間以上） ☒ 実技指導（20時間以上） ☐ ① 事業用自動車の安全な運転に関する基本的事項（運行指示書の遵守を含む） ☐ ② 事業用自動車の構造上の特性と日常点検の方法 ☐ ③ 運行の安全及び旅客の安全を確保するために留意すべき事項（シートベルトの着用徹底等） ☐ ④ 危険の予測及び回避（当該運転者が運転する同一車種区分の車両を用いて制動装置の操作方法の指導） ☐ ⑤ ASV車両の適切な運転方法 ☐ ⑥ ⑦で実施したドライブレコーダーの記録を利用した運転特性の把握と是正 ☒ ⑦ 安全運転の実技（当該運転者が運転する同一車種区分の車両を運転させ、添乗により指導）※ 28.12.1より施行							
【準初任運転者指導項目】 ☐ 上記①から⑦のうち、④（制動装置の急操作方法に限る）、⑥及び⑦について実施 ※ 準初任運転者は運転経験車両より大型車に乗務する前に実施する							
【実施した具体的な指導内容】 ・一般道の走行実技訓練 千葉・我孫子方面 車庫～R296～R51～マリンスタジアム～船橋～R16～野田～取手～R6～R408～R296～車庫  ※ 1 使用したテキスト、資料、ドライブレコーダーの記録等を添付すること。ドライブレコーダーの記録は3年間保存 2 具体的な内容を乗務員台帳に記載するか、又は、乗務員台帳に実施年月日を記載したうえで、この書面を台帳に添付 3 指導実施後、ドライブレコーダーの記録又は添乗等の方法により習得度の程度を確認し、必要に応じて指導を行う							
受講者名（必須）	印	受講者氏名	印	受講者氏名	印	受講者氏名	印
							